

平成28年6月30日

魚沼市議会議長 浅井守雄様

庁舎再編整備特別委員会
委員長 星吉寛

庁舎再編整備特別委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 庁舎再編整備について
(2) 議会報告会の総括及び要望等事項の取り扱いについて
(3) その他

- 2 調査の経過 6月30日に委員会を開催し、上記事件について協議した。
平成27年議案第94号に対する付帯決議の内容について、各会派代表者及び執行部より発言があり、質疑を行った。
議会報告会の総括及び要望等事項の取り扱いについて協議した。
その他で、執行部より市民ワークショップについて、魚沼市庁舎機能等検討プロジェクト・チームについて及び設計者への意見提言の回答時期について報告を受け、質疑を行った。

庁舎再編整備特別委員会会議録

1 調査事件

(1) 庁舎再編整備について

・付帯決議の内容について詳細の確認

(2) 議会報告会の総括及び要望等事項の取り扱いについて

(3) その他

2 日 時 平成28年6月30日 午後1時30分

3 場 所 広神庁舎3階 議場

4 出席委員 大平恭児、富永三千敏、岩井富士夫、志田 貢、佐藤敏雄、岡部計夫、
大平栄治、遠藤徳一、渡辺一美、佐藤 肇、関矢孝夫、星野武男、
高野甲子雄、星 吉寛、下村浩延、本田 篤、森島守人、大屋角政、
森山英敏、(浅井守雄)

5 欠席委員 なし

6 説明員 小幡副市長、森山企画政策課長、堀沢財政課長、佐藤土木課長

7 書 記 櫻井議会事務局長、中川主任

8 経 過

開 会 (13:30)

星委員長 定足数に達しておりますので、ただいまから庁舎再編整備特別委員会を開会します。本日の委員会は、委員会条例第15条第2項に基づく委員会招集請求により開催するものであります。急な開催となりましたことにご理解をお願いします。

(1) 庁舎再編整備について

・付帯決議の内容について詳細の確認

星委員長 日程第1 庁舎再編整備についてを議題とします。まず付帯決議の内容について詳細の確認について協議願います。この事件名は、特別委員会招集請求における事件名であります。請求代表者である佐藤敏雄委員より説明を求めます。

佐藤(敏)委員 魚沼市新庁舎建設については、合併前の平成14年からきょうまでの長い間検討されてきました。今期の私どもの議会でも平成25年7月から7名の特別委員会、さらに市長が基本構想を発表された平成26年9月からは議長を除く19名の特別委員会で多

くの調査、研究をしてきました。平成 28 年 2 月定例会において魚沼市庁舎の位置を定める条例が 3 分の 2 の特別議決で可決され、新庁舎建設事業が具体的に着手に至りました。その際、魚沼市庁舎の位置を定める条例には、魚沼市の身の丈にあった庁舎とするなど 4 項目の付帯決議が付されています。この付帯決議は、魚沼市の財政状況や進行する人口の減少、将来の交付税縮減などを考慮した中で、新庁舎建設後の魚沼市民の将来負担をできるだけ少なくしたいという市議会の意思の表れと考えます。これまで議員間では魚沼市の身の丈にあった庁舎について議論が交わされてきましたが、抽象的な表現が含まれ十人十色の考え方があり、意思集約が困難との声もありました。しかしながら、既に工事設計を請け負う事業者が決定され、基本計画に着手している状況にあります。付帯決議の魚沼市の身の丈にあった庁舎とした議会の意思が少しでも庁舎建設に反映するよう、改めて議会としての方向をこの会期内に決定いただきたいと、こんなことで提案させていただきました。

星委員長　　ただいまの説明について質疑はありませんか。

高野委員　　委員会条例第 15 条第 2 項を根拠に提出されています。なぜ 1 項の委員会は委員長が招集するとの項目を飛び越えた形で、第 2 項でわざわざ署名を集めて招集要求したのか疑義があります。さらに、委員会招集請求書の事件名を新庁舎建設に当たっての付帯決議の内容について、委員会として詳細の確認を平成 28 年第 2 回定例会会期内に結論を出す必要があるためとして、招集要求根拠を委員会条例第 15 条第 2 項の規定により提出をされています。なぜ直接委員長に招集要請をせずに、委員会招集請求書提出というやり方をとったのか。

佐藤(敏)委員　委員長にぜひ会期内にやってほしいということで要請をいたしました、日程が取れないということでしたの第 15 条第 2 項に及んだものでございます。

高野委員　　日程が取れないだけで第 2 項を適用して、強制的に開催を要求をしたと受けとめてよろしいか。

佐藤(敏)委員　　全くそのとおりです。

高野委員　　委員会の招集要件があります。第 2 項には委員の定数の半数以上の者から審査又は調査すべき事件を示して招集の請求があったときは、委員長は、委員会を招集しなければならない。委員長に招集要求をしたときに、この事件を示して要請をされておりますか。

佐藤(敏)委員　　あるもないも事件に書いたとおりで、委員長から受け付けていただいたので問題ないと思います。

高野委員　　あえて、このような手の込んだやり方の招集でありますと、何か裏があるのではないかと私は疑ってしまいますけれども、そういうことは懸念はないという受けとめ方でよろしいでしょうか。

佐藤(敏)委員　　先ほど私が詳しく述べてますけど、私どもは二元代表ということで議会で長年にわたって検討してきました。結果として出したんですけども、その付帯決議がついてきたということは、そこは慎重にということでもう既に設計者が決まってスタートしてるわけですので、議会としてもこの会期内にきちっとして今まで検討した結果についてきちっと方向出していく必要があると、こういう判断をしたからです。

高野委員　　佐藤敏雄委員は創生市民の会の代表でもあります。配付されている各会派の身の丈にあった庁舎について資料にあります。その後会派代表者会議において、これについて取り扱いを議長から提案がありました。一つは身の丈論、執行部、設計者への提言等、こ

の2点については議会としてまとめることはしない。2つとして議論は特別委員会を開いて行う。3つ目として各会派の意見については執行部に伝える。この3点が会派代表者会議で申し合わせられたと認識しておりますが、佐藤委員の認識はいかがでしょうか。

星委員長　しばらくの間、休憩します。

休　　憩（14：10）

休憩中に懇談的に意見交換

再　　開（14：11）

星委員長　休憩を解き、会議を再開します。

高野委員　第2項では二つの要件があります。その二つの要件を満たしていないのではないかとこの疑義がありますので、そこを確認させてください。

佐藤(敏)委員　まず2分の1以上ということですがけれども11名いますので、2分の1になる。事件名については書いたとおりで、委員長がそれを理解してくれたものと確信しております。

高野委員　委員長に直接要請すれば済むものを、あえて11名の署名を集めた意図は何か。

佐藤(敏)委員　委員長のほうから、私は先ほど委員長に要請したけどもだめだと言ったと、その辺を高野委員にはっきり申し伝えてください。

高野委員　第2項の事件名を示して要請をしたかということでもあります。それがなければ、事件名を付して委員会を招集しなければならないわけですから、事件名がわからなければ招集できません。だから、事件名を付して要請したのか確認させてもらってます。

星委員長　高野委員は、この委員会招集請求書の会議の招集要件、議事の設定要件に問題があると、これを聞いているわけですか。

高野委員　疑義があるので確認をさせてもらっています。

佐藤(敏)委員　先ほど来言っているとおりです。

高野委員　委員長にお聞きします。要請があったときに議題と日付を付して招集の要請があったんですか。

星委員長　しばらくの間、休憩します。

休　　憩（14：16）

休憩中に懇談的に意見交換

再　　開（14：18）

星委員長　休憩を解き、会議を再開します。

高野委員　休憩中に議運の委員長が言いましたように、数がそろってるから開催したので粛々と進めると。私が1番心配してるのは、いわゆる数の論理で議会を進めることはいか

がなものと非常に危惧しております。

星委員長　しばらくの間、休憩します。

休　　憩（14：19）

休憩中に懇談的に意見交換

再　　開（14：25）

星委員長　休憩を解き、会議を再開します。

遠藤委員　提出者に質問します。付帯決議の内容についてということですが、たしかにこの案件については付帯決議ということで付帯を付して議決をしたという事実があります。その要件もここに示されております。これにつきましては、執行部がこの付帯決議をどのように認識をし取り組んでいくか。これは執行部側の内容になろうかと思っています。執行部がどのように取り組むか、その部分の内容について示せということなのか、内容を確認して議員もその付帯の内容を加わりたいのか、どういう意味でこれが出るのか。

佐藤(敏)委員　　どういう理由かは、最初に長々と申し上げましたとおりです。

遠藤委員　　付帯決議の意味をお願いします。

佐藤(敏)委員　　付帯決議はここに書いてあるとおりになんですけれども、いわゆる私どもが調査研究した段階で多様な市民の意見があったと。いわゆる先般は庁舎の位置条例であそこに庁舎を建てると、こういうことでしたけれども、それによって本格的な設計者が決まり、先に着工するわけですので議会としてもきちっとその中身について、議会の立場を示していくべきだと、こういうことでございます。

遠藤委員　　議会の立場ということであれば、賛否多かれ議決ということになろうかと思えます。ただ、付帯の内容につきましては、執行部の考え方、あるいはその執行部が出した答えについて、また議会がどう思うかという部分によってはなかなか内容が一致するものではないように思います。位置の条例を定めるに当たり、この部分については市民の声が高い部分であるからそれを付して議決をするということでの付帯決議、それを踏まえて執行部がどのように執行権を発令し、その庁舎のあるべき姿を考えていくか、これは執行部がこの付帯決議をしっかりと踏まえた中で答えを出す。これは責任もあるし、どう捉えるかは執行権の部分でもあります。そういったことの中で、出てきた答えが意見を付して付けた議決とは明らかに違ったり、市民の声を明らかに無視した形の様子が今わかるようであれば、この付帯決議についてどのように重く受けとめているのかということでの執行部とのやりとりはありかと思えますが、その内容を示せ、決めれ、認識しろ、確認しろということについては、それぞれ議員各位が出してきた意見もそれぞれ違う中でこの4点のどの部分がまだまだ付帯に沿っていない段階でその答えを出さなければならないのか。その辺を明確にさせていただけたらと思えます。

佐藤(敏)委員　　今、そもそもが入口論で、中に入っていないので先に審議へ入ってもらいたいと思えます。私は、委員長がもう受理をしたんで早くやってくださいとこういうことです。

遠藤委員 例え付帯決議の4点ある中の、どの部分が執行部からまだまだ足りない部分で付帯決議に沿っていないとか、そういった具体的な話が今の段階であるならば、それをお示しください。

佐藤(敏)委員 新庁舎建設に当たっての決議案というのが出てます。後で説明させていただきますけど、一つは建設に当たって将来を見据えた身の丈にあった庁舎の規模、それからもう一つ、起債はできるだけ将来負担を軽減するように検討すると、主にはこの大きな二つであります。

遠藤委員 身の丈は各党派でも要点がまとまらないほど、それぞれの身の丈ラインがあります。そもそも身の丈というのは大変失礼な言い方だと私は思うんですけども、それぞれの思いがあってどのラインがその部分なのかというのは、いろいろな市民の声も踏まえれば、まだ議員が先導してそのラインを設定する場面ではないと私は前回も申し上げました。委員会を請求してまでこの付帯決議の内容を確認するという行為が、今後どのようなことになっていくか、その辺をどう踏まえてこれを提出されたのか。

佐藤(敏)委員 既に設計者が決まりまして、第1回の魚沼市新庁舎建設市民ワークショップが6月26日に開催され、12月までの7回にわたって市民段階で当局とやっていくということは伺っております。ただ、先ほど来私が言ってるのは平成14年から議会の中でずっと検討してきた、また今議会についても長い期間、回数をかけて調査研究してきたわけで、議会は議会としての今まで本当に真剣に研究してきた結果はやはり出すべきだと、こういうことです。

遠藤委員 議員個々に勉強してきた結果は、今後委員会等の中で自分の口で自分の意見として言えただけのことであって、議会全体が少数を留保しないまま形を決めていくのはこれからの議論の場を狭めることになります。この段階で、今、市民からの声が大変高くこの部分が執行部としてどうかということが議会に寄せられてる段階で、この付帯決議の内容がまだ執行部とそぐわない場面があるのであれば、要点をしっかりと申し上げて議論のテーブルをつくるべきと思いますが、付帯決議の詳細の確認ということについてはどういうことを求めたいのかがわからない。例えば、この4点ある中のどの部分が市民に周知されてない、市民から不満がある部分だ、それについて執行部はどう取り組むんだということがあればあれですけども、その辺いかがですか。

佐藤(敏)委員 先ほど私が言ったとおりなんですけど、それでだめなんですか。きょうの資料が発議第1号が届いてると思うんですが、ここに書いてある裏の記のとおりです。

遠藤委員 付帯決議のことは当然議決されてることなんで、執行部がしっかりとこのことを踏まえて庁舎建設に当たっては取り組んでいただきたい。このことを付帯して決議したわけありますので、執行部はこの4点についてはしっかりと取り組む、このことについて外れることがあれば議会とすればしっかりとそれを注意をしたり、監視をしたり、意見を言っていく、これが議会の立場でありましてその内容を今どういうふうに確認をしたいのかということを出し者に求めております。

佐藤(敏)委員 思いの丈が一番最初に時間をかけて言った内容でございます。委員長は受理をしたので、もう30分以上も入口論戦をしていて具体的な中身に入ってません。早く入ってください。

星委員長 請求者からの具体的な答弁があれば、次に進ませていただきたいと思います。

佐藤(肇)委員 提出者に補足して答弁します。今回この委員会招集に当たっては、先般議決いただきました付帯決議、この内容の主に2点目のところ、建設に当たっては将来を見据えた身の丈にあった庁舎の規模とすると。この規模とするとということに一つは市が基本計画というような形で示しておりますが、この内容が本当にこれでいいのかどうか、基本計画については本委員会でも議決というような形をとったわけではありません。やはりその中身についてそれぞれの議員がどのように考えているのかということなどの調査はしていただきたい。それからもう一点。起債はできるだけ将来負担を軽減できるというようなこと。これは、そもそも総事業費の抑制をどの辺に持っていくかということなどところがあるのではないかというふうに考えております。全体の市が示してる計画の中身について検証いただく中で、議会とすればどの辺の数字が本当に適当なのか。専門的な見地から見ていただければわからない部分というのは多分にあります。ただ、基本設計に入っている今の段階でやはり一定の線は出していくべきだろうというふうに私は思います。

遠藤委員 あくまでも2番目の規模という部分と、その財政状況に沿ったということは当然提出者の方から話があるわけですけど、仮に基本計画で話されていた規模を今後縮めるような検討をしているとかでの執行部への質疑ですとか、今後行うという確認であればいいと思いますけれども、そういったやり取りなしに進捗をこの委員会の中で今やろうということであれば、委員会としては機能として成り立つわけでありまして、その線を決めようとか、議会として一定のラインを出そうとか、そういった委員会になりますとそれぞれ少数的にも意見は違うわけでありまして、その辺をきちんと留保できていくかどうかということも踏まえて進めないとなんか多数決の中で決められていくというのが議会の決まりではありますが、どの意見についても参考になる部分があったり、少数ではあるけれどもきちんとした市民の声であったりするわけです。そこを踏まえて一方的に委員会を申し付けた中で内容の確認とか、そういったことを形づけるのか提出者に質問したわけでありまして。その辺を一点お答えいただけますか。

佐藤(肇)委員 今まで議長もそれぞれの会派に新庁舎の身の丈というような話、これはそれぞれ10人いれば10人の考え方があることだろうと思いますが、それでもなんとか方向性、具体的に少しでも集約できないかということでもいろいろ努力されてここまで来たんだろうというふうに私は思っています。本日も資料でそれぞれの会派ごとに考え方がまとめられたものがお出されております。このことについて今一度やはりきちんとそれぞれの代表者から発表いただいたりしながら、質問者であります遠藤委員からも言われましたけども、それぞれいいところもあるし、そうでないところもあるだろう、その辺についてやはりしっかりと検討を加えるというのがこの委員会の仕事だろうというふうに考えておりますので、ぜひやっていただきたい。なぜここで急にとというのは先ほど言いましたが、既に基本設計に入っています。そこで早い段階のうちに市議会としての意見がまとめられるのであればまとめていきたいと考えるのが、私ども提出者の考え方ですのでその辺について検討をお願いしたい。

遠藤委員 付帯決議にあります4番について、設計段階での市民の意見を聞くという部分につきましては、執行部で先般設計者を交えてワークショップを開き、設計者が間近に市民の声を聞く場としてワークショップが開催されております。これが1回ということではなく、世代を超えてやっていく期間もあると聞いております。そういったことで、市民の声

があるということは、これも自治に基づいた住民参加ということの中では、市民自ら庁舎をつくりあげるといった大切な段階を踏んでいくわけであります。その段階においては、それぞれの意見がふくらみ、いろいろなことから予算等にも反映するような意見も出るかもしれません。今後議会とすれば俯瞰的な位置からきちんと市民の声を捉えた中で、委員会論議をしていく場面が出てくるわけであります。明らかに身の丈という失礼な言い方かもしれませんが、市民がいろいろなことを望む前にラインを引いてしまうようなことではなく、自由度を持ってそれぞれの意見を取り入れながら選択していく、収集をしていく委員会を展開していくべきだと思います。

星委員長　しばらくの間、休憩します。

休　　憩（14：43）

休憩中に委員間自由討議

再　　開（14：47）

星委員長　休憩を解き、会議を再開します。ほかに質疑はありますか。

森山委員　付帯決議の内容について委員会としての詳細の確認をしたいという事件名になっております。この委員会招集請求者の中に付帯決議に反対した方が6名程度いると思うんです。賛成した方は5名程度。この方々が付帯決議の賛成反対を乗り越えて、この付帯決議の内容を確認したいというのが理解できないんですが、説明願います。

関矢委員　しかしさ、恥ずかしいこんな議会。副議長だぜ。たしかに付帯決議の採決を取りましたよ。賛否があって賛成多数でこれを可決したんですよ。だから、じゃ反対だった人はずっと反対をするの。議会というのは組織があって、私が反対でも議会が決めればそれにしたがってその先に進んでいくんですよ。これは議会の基本です。そんなことを質疑するような本当に恥ずかしいなと私は思います。意見だけです。

大屋委員　最終的には数の多い少ない多数決です、これによって決定されるというのが基本です。私どもも反対しました。位置条例にも反対したし、付帯決議にも反対しました。しかし、それが多数特別議決、あわせて多数で付帯決議も可決されました。それをいつまでも反対だ反対だと言うことはできませんし、私どもも本当はその付帯決議にもう2項目つけてほしいという要求も出しましたが、それについてはカットされました。そういう意味も含めて、付帯決議に反対しましたが可決になった以上真剣にその中身を考えていくと。これがやはり議会の委員会の勤めだと考えておりますので、私はもう建設には反対なんて言いません。ただ、問題なのは市民から聞いた中ではあんな豪華なもんをつくるあんだか、こういう声が巷ではいっぱいありますのでそういう点でやはり議会がある程度その身の丈にあったところについて議論を交わすということは、何の違和感もないと私は思いますがいかがでしょうか。

森山委員　庁舎建設に賛成という貴重な意見も出ました。ただ、付帯決議とういうものの意味合いを皆さんから確認をできたらいただきたいと。付帯決議については市長が本会議で答弁しているとおりだと思います。それ以上でもそれ以下でもないと思います。その中身

を委員会で確認をしたいというのがおかしな話で、これからも身の丈の議論、これは委員会でどんどん議論することには反対するものではありません。

大屋委員 森山委員が言ったとおりに付帯決議というのは、当然市長に対しての拘束力はありません。ただ、市長はそれについては真摯に受けとめていきますという答弁がありました。しかし、なかなか身の丈という点で言えば千差万別、いろいろあります。ただ、今の財政状況やそういったものも考慮した中で、より具体的に精査をしていくことは必要と考えております。もう一つは議会の意思として決議というのがありますから、そこら辺も考慮していかなければならないと考えております。大きな事業ですから。

星委員長 ほかにありませんか。(なし) 本件については以上といたします。次に、平成 27 年議案第 94 号 魚沼市役所の位置を定める条例に対する付帯決議 4 項目の、第 2 項目目のいわゆる身の丈論について、各党派代表者会議等で各党派のご意見、考え等を提出いただき一覧表にしてあります。また、同時に執行部、設計者へ提言等をまとめ、既に執行部へ提出させていただいております。本来は、この執行部、設計者へ意見、提言等の回答を待って、特別委員会を開催するスケジュールとしておりましたことを付け加えさせていただきます。今ほどの身の丈論につきましては、各党派代表者会議においても議長より一つに意見集約は出来ない、全会派それぞれの考え方を一本化するのは無理があるとまとめられております。各党派の身の丈論については資料としてまとめてありますので、本資料に基づき各党派代表者より身の丈についての考えを順次発表願いたいと思います。

本田委員 当党派はそもそもという話で、この身の丈議論というものはいかなものかという姿勢がございます。議案第 94 号の付帯決議については議決した以上、これ以上のものはない。この段階で議論するものではない。ただし、身の丈議論に関わらず、議会のチェック機能として庁舎のあり方については、市長が常にその目線で応じているかを委員会の中で質していきたいと思っています。

高野委員 身の丈とは、その人格を有する個人の価値観そのものであると認識しております。したがって魚沼市であれば、住民、法人の数だけ価値観があると考えます。市役所庁舎の身の丈について言えば、完成後に大多数の市民からの批判がなければ、それが魚沼市民の身の丈、市庁舎に対する市民の価値観であると考えます。したがって、議員、議会としては設計、施工の各段階で、基本構想、基本計画に沿って進められているのかに関心を持って対応するべきで、現段階での議会としての身の丈論をまとめるという事案ではないと考えます。議会として対応すべき相手は市民、住民に対してであり、行政に対してであり、議員同士でもなく、設計者でもないと考えます。

大屋委員 まず、コンパクトな行政庁舎を建設すべきと考えます。延床面積を今の 1 万平米から 6,000 から 7,000 平米に縮小することで建設費が削減できます。仮に 6,000 平米とすると平米単価 45 万円として 27 億円、工事管理費これも専門家でないので 2,300 万円として、設計も 9,000 万円ぐらいとして、そのほか合計すると 28 億 4,300 万ぐらいで庁舎建設費になると。また職員、議員の駐車場については、小出病院の駐車場を併用することで駐車場の土地は必要なくなるのではないかと。来客者の駐車場は 100~150 台分で充分と思われま。よって、30 億前後で建設するのがよいと思います。また建設費の圧縮によって合併特例債や一般財源持ち出しが減少します。将来を考えると起債はなるべく減らすようにしなければならないと思います。また、設計者と市民のワークショップ、もう始まっ

ておりますけど市民公募は行うべきです。最低でも3から5人は公募によるメンバーを入れてくださいというふうになっておりますが、現在は公募はないそうです。

関矢委員 冒頭に書いてありますけども、この委員会を早急に開いていただきたいというのを私どもの会派からもお願いをさせていただきました。なぜかと言いますと、今回の位置条例を決める時にこの付帯決議が出されたわけですけども、この付帯決議の中身の中の将来を見据えた身の丈にあった庁舎の規模というふうにならわっております。これにつきましては、今まで執行部側の方は基本構想、基本計画を踏まえた中で位置条例を出してきたと思っています。その中に1万平米という規模が記載されておりますが、それに対して身の丈にあった規模という付帯決議を付けたのであれば、やはり議会の中で議員の皆さんがそれに賛同されてるわけですので、どの程度の規模を考えてられるのか、そこはやはり議会で議論した中で結論が出るのであれば結論を導くべきだろうということで、委員会の招集を委員長にお願いしたところであります。中身についてでありますけど、私どもはこの庁舎建設については当初から官民連携といいましてPFI、PPPを使いながらやはり複合的な施設をつくりたいと考えておりました。そうであればある程度の大きな規模になるんだろうと想定しておりましたけども、これは今まで執行部、または委員会の中でやってきた中で官民連携PFIはできないということになりましたので、であるならば行政庁舎として将来に負担をかけないためにはコンパクトなものをやはり考えなくてはならないだろうという中で、新潟県の他市の事例を参考にいたしまして、特に今計画をしております佐渡市の場合ですけども、佐渡市も魚沼市と同じように31年に完成する予定になっておりますが、そのときの職員が455人でございます。その時に8,976平米の庁舎になります。そのうちの約3,000平米は隣接する旧庁舎を使うため、約9,000平米の庁舎ということになっておりますが、それから15年後の平成46年には職員数が376人を想定している中で6,000平米の庁舎建設を今計画しています。こういうことが他市のできるのであれば、職員1人当たりになりますと16平米の床面積になります。そのほか柏崎市が職員1人当たりになりますと26.4平米、新発田市が完成しましたが28.6平米、このような他市の事例があるのでその辺を参考とした中で魚沼市の身の丈にあった庁舎の規模ということで、おおよそ7,500平米を提案させていただきます。それともう一つは、将来に負担をかけない、財源に負担をかけないということで土地につきましてもJパワーの土地を買うか借りるかまだ決まっておられませんけども、駐車場として5,000平米を予定しておりますが、今建設をしております小出病院の駐車場がかなりスペースが広がること、また空きができるというようなことからその辺を利活用することによって、事業費の縮減を図れるよう要望をしたものであります。

佐藤(敏)委員 ここでは一つにまとめることができなかつたというふうに書いてございますけど、さらに慎重審議を重ねまして一つにまとめました。まず庁舎の規模なんですけど、7,000平米規模とする。理由なんですけど今の新しい場所の近くに隣接するところに北部公民館、子育て支援センターぱびぷがあります。こういったものをうまく連用するというところで、そうしたことが可能であろうということでございます。

星委員長 しばらくの間、休憩します。

休 憩 (15:05)

再 開 (15 : 16)

星委員長 休憩を解き、会議を再開します。それぞれのお考えをいただきました。最後に、執行部より付帯決議身の丈論に対する考えについて発言をお願いいたします。

堀沢財政課長 去る6月16日の佐藤敏雄議員の一般質問で市長が答弁しておりますが、建設面積につきましては、決してぜいたくなものではなく標準的な基準をもとに算定したものです。市民交流スペースなどにつきましては、庁舎再編基本計画でお示ししているように、「市民の安心を支え、市民が集う、まちづくりの拠点」と考えています。現在の魚沼市の各庁舎は行政に特化したものであり、市民交流スペースはありません。加えて、災害対策機能も備えておりませんので、それらを含めた形で面積を算定しています。今後につきましては、ワークショップでの意見を踏まえた中で、共有のできるスペースなど圧縮できる部分は基本設計を進める中で設計者と協議を進めてまいりたいと考えております。また、金額面におきましても、基本計画でお示したものは皆様ご承知の通り、新発田市の金額をもとに計算をしたものであります。決して過大なものとは考えておりませんが、これについても今後面積の部分と同様に設計者と協議を進めてまいります。

星委員長 全会派及び執行部からそれぞれ発言をいただきました。会派ごとに質疑を行います。まず、新魚沼クラブの説明に対する質疑はありませんか。(なし)次に、政策クラブかけはしの説明に対する質疑はありませんか。

関矢委員 高野委員は付帯決議の賛成者になっておりますけども、この中で身の丈にあった庁舎の規模とするということですが、今ほど執行部からの説明がありましたがぜいたくじゃないけれども1万平米を基本計画で掲げております。その中でこの身の丈にあった庁舎の規模ということに付帯決議を付けたという、この意図は身の丈論はここに書いてありますけど、その辺の規模が見えないんですけどもその辺はいかがお考えでしょうか。

高野委員 それぞれの価値観の問題になります。したがって、基本構想、基本計画が一つの主幹として市民が受け入れるかどうかというのは、それぞれ受け入れるものもあれば受け入れないものもあるだろうと。それをチェックをしたり、意見が出てきた部分について議会なり行政なりが取り入れるかどうか、市政でもってやっていくということではないかということでもあります。

関矢委員 そうしますと、ここで2月定例会の初日に付帯決議を採決したわけですが、賛成議員になっておりますが、そのときは高野委員は身の丈にあった庁舎の規模というのは想定をされていなかったと、1万平米でよかったということですか。

高野委員 そういうことです。

佐藤(肇)委員 基本構想、基本計画に沿って進められてるのか関心をもって対応すべきということではありますが、この基本計画の部分、当初からこの委員会の中でもいろいろ取り上げて質疑をしておりましたけども、この面積だとかいろんな詳細のところについては設計者を交え、設計者から基本的なことを聞かないとなかなか答弁できないということで、このことについては保留というような形できたように私は捉えております。そのことを代表はどのようにお考えなのか。

高野委員 この段階ではまだ設計者が決まっていなかったと思いますので、設計者が決まれ

ばある程度具体的になりますので、そういう中で設計者の説明を聞き設計者に対する意見も述べる機会も持てるだろうと、その中で対応していくつもりであります。

佐藤(肇)委員　基本構想、基本計画については特別な感想を持たれないで、これからのことだということで、これからそのことについては委員会の中でやっていくというふうに捉えてよろしいですか。

高野委員　したがって、規模等については現時点で議会として決める課題ではないと考えております。

岡部委員　新庁舎の身の丈について、完成後に大多数の市民からの批判がなければそれが、とありますが大多数というのはどういうふうにして諮るんですか。

高野委員　私の議員としての立場からすれば、隣近所、後援会の方から意見を聞く機会があります。その中で指摘をしていただきますので、それに沿って判断をしていくということでございます。

岡部委員　これいくらかかるかわからないんですが、今 50 億とか予算をかけてやろうとしてるのが、そんな隣近所聞いて、できてしまったからだめだったというような、そういうふうな議論を想定してこの庁舎問題について高野委員は臨もうとしているんでしょうか。

高野委員　福岡の県庁をつくったときに非常に豪華な知事室ができて大問題になりまして、知事がかわりました。先の議会報告会でもある庁舎の例を出して、市民の方は意見を言ってきますので、そういうところで対応したいと思っています。

岡部委員　これからいろんな議論をしようというのを、かけはしの皆さんは終わってからそのような議論をするのか。それとも私たちが提案してる、前にそういった議論をしたらどうかということで臨んでるんですけど、その今の考えだと前にそういった意味の議論はする必要はないという考え方でよろしいんですか。

高野委員　逆に聞かせていただきますが、岡部委員はそういうことをしていないんでしょうか。私は少なくとも後援会の総会を年に 1 回しております。庁舎については必ず議題とし進捗状況を説明しております。いわゆる市民の声として私に届く範囲についてはそういう形で受けとめて対応してきたつもりであります。したがって、市民の意見についてもこの庁舎再編整備特別委員会の中で反映させてもらってると思っています。私のところに来る声は、後援会も含めて市民の声だと認識しております。

渡辺委員　この資料の中で基本構想、基本計画に沿って進められているのかを関心を持って対応するべき、ということになっております。それで、基本構想、基本計画に沿って進められてるということを考えると、特に基本計画ですけれども数字等がしっかり示されている基本計画になっております。そのあたりにきちんと沿うことを前提として見ていこうと思われてるのでしょうか。それとも、そこについてはある程度今ほど執行部のほうからは縮減もと言っておりますので、縮減する方向で執行部が考えていく中にそれを是として進めていこうということになるのでしょうか。

星委員長　しばらくの間、休憩します。

休　　憩（15：28）

再　　開（15：29）

星委員長 休憩を解き、会議を再開します。

高野委員 庁舎の関係については進捗状況を含め意見の聴取もしております。会派全体でやっていると受けとめてもらって結構です。

渡辺委員 私の質問はこの基本計画に数字が載っているけれども、この数字をそのまま引き継ぐ形で沿ってというところはそうなっていくのかという質問です。次に、そうではなく執行部が小さくしていくとか、縮減していくことについてはそれを見守る姿勢でいるということであればそういう答弁がいただきたいんですけども、要するに1万平米という数字、こことそれから50億円程度にするということがあるんですけども規模というときに金額で規模を考えるのか、面積で規模を考えるのかということがあると思うんですけども、そのときにどちらを優先して、要するに1万平米を優先することによって金額は大きくなっていいのか、それとも金額を圧縮するためには面積を小さくしたいと考えているのか、そのあたりかけはしとしてどのように考えているのかということを知りたいんですけども。

高野委員 会派としては基本構想、基本計画に沿って進められていくべきものだと。ようやく設計者が決まりました。ワークショップも始まりました。市民の声も取り入れられてくるだろうと思いますし、行政から進捗状況の説明を委員会でもなされると思っています。それらを見ながら金額なり、規模については対応していきたいと思っています。

星委員長 ほかに政策クラブかけはしに対する質疑はありませんか。(なし) 次に、日本共産党の説明に対する質疑はありませんか。

遠藤委員 6,000から7,000平米という根拠をお示してください。

大屋委員 6,000から7,000平米というのは、4割から3割程度削減できるのではないかと。先ほど関矢委員も言うておりましたけれども、他の例を見ると一人当たりの平米も少なくしているところもあると。こういうことから6,000から7,000平米、仮に6,000平米でした場合はこうなりますというような例ですので、これはあんまり参考にならんとは思いますが、要するに平米を少なく縮小することによって全体の建設規模が縮小するということです。

遠藤委員 規模を小さくする、財政を抑える、要はお金をかけなくてある程度の行政機能があれば、基本構想にあった機能はそうならなくてもいいという考え方ですか。

大屋委員 どうしてもいるのは当然そこに入れておかねばなりませんけれども、市報に出た設計図といいますか、あのようにはならんと思うんですけども、あれを見てあっけんがんなこの雪国につくるんだらうかのなんていう声もありまして、やはり四角にするとそれが1番安くできる方法だと思いますので、そういう形では行政庁舎としての役割を果たせる、そういう市民の憩いの場とか、そういったところも必要なのかもしれないけどもそのほかにもけっこうありますので本当に行政庁舎としての建物にすべきではないかというふうに考えております。

遠藤委員 基本構想の段階から防災機能、避難所等含めて防災の拠点としていきたいというコンセプトはずっと示されてきたわけですけども、行政機能だけでその部分がなくなることについてはどう思いますか。

大屋委員 どうしても必要だということについては当然残しておかなくてはなりません

が、消防庁舎の新しい庁舎もできております。そういう点ではそういう災害の問題については逆に言えばその消防庁舎に置くということも考えられますし、いろいろな角度から考えていく必要があるというふうに考えております。

星委員長　ほかに日本共産党に対する質疑ありませんか。(なし)次に、しんせいクラブの説明に対する質疑はありませんか。

遠藤委員　7,500平米の根拠をお示してください。

関矢委員　先ほども言いましたように、他市の事例等を見た中で単純に7,500平米。どんな部屋割りをするかというのは私ども専門家じゃございませんので、それはこれからの設計者と市民ワークショップの中で決めていただければいいかと思うんですけども、規模ということで財政とか負担だとかいろいろ考えた中でやはり他市の事例を見て、当市は職員1人当たり33.3平方メートルで計算しておりますが、これは多いだろうと。そういう中でやはり他市を見ると25平米ぐらいにすれば、かける300人ということで7,500という数字が出るんですけども、その程度の大きさを私どもは提案させていただいて、その中であとはどういうふうにするか、どういうふうに市民のニーズがあるのか、それは検討していただければと思っています。

遠藤委員　7,500平米の根拠については財政負担も含め、これは将来像ということもあると思うんですけども、将来像をどのように描くと7,500になるのかイメージだけでもお願いします。

関矢委員　当市は300人の職員数を想定しております。平成32年度は318人だったぐらいで、18人くらい少ない中での想定をしておりますけども、庁舎はこれから50年、70年と使うわけですので300人がずっと50年いるわけではないと思います。その辺で佐渡市は15年後の職員の人数に合わせた庁舎を検討しております。その辺も踏まえた中でやはり当市も15年後くらいには二百何十人になるか、まだ定員適正化計画はできておりませんがその辺のことを踏まえて規模を縮めてみたらどうかという提案でございます。

遠藤委員　将来を見据えて1万平米が適当かどうかにつきましては、今ほど堀沢財政課長からお話がありましたように市民ニーズを捉えたときに削られるところは削っていききたいという執行部の考えもあるとしております。そして、これは規模を決められるものでもありませんし、市民のワークショップが始まっているということからそれらを踏まえて進めるということは大事なこともかもしれません。将来を踏まえたときに、魚沼市の人口減少というのは一定のめどで止まる止まらないも含めて多くなる可能性は少ないものだと思います。ふやすための努力は今後続けていく必要はあるわけですが、そうなりますと今の大きさでどうかという議論が出て当たり前かと思えます。ただ、他のいろいろな施設も老朽化が進み、いずれ集約や削減等をはかっていかなければならない白書に基づいた施設計画があるわけでございます。仮にある一定規模の施設を今ここに備えておくことにより、他の施設が老朽化によって取り壊しを余儀なくされた場合に受け皿となる器がどこかで必要になってくると思うんです。そうなったときに新たに小さいものでいいから建てるということではなく、器がある中にちょっとずつ複合的にものを入れていくことによって、将来利便性の高い将来複合的な施設利用が可能なのではないかということからも、ここで今、合併特例債という優良債の中で備えられるものについては削減することも大事ではありますが、将来像を見据えると将来いかに複合的に使っていけるような要素を、自由度を

持ってもたせるかという議論も必要なのではないかと思うんですけども、関矢委員はどうお考えですか。

関矢委員 個人的になりますが、確かに遠藤委員の言われるように将来見据えた中の検討は重要だと思っています。ただ、今までこの庁舎再編整備特別委員会、この新庁舎の議論の中にそのような話題が入ってきていたなら、また検討の余地もあったんだと思います。現状の中での課題で、今の庁舎の規模ということで提案させていただくと、私はこのようなほうがいいのではないかと私個人の考え方としてはそうです。

遠藤委員 議論の場に出るかどうかというよりは、議員としてその施設の利用度を考え方として持ってるかどうかということですので、議論に出たからどうこうということではなくて、そういった考え方も将来負担を減らす一つの方法だということで私はずっと考えておいて、この基本構想をいかに生かしていこうかと考えておりました。減らす一方の議論よりも将来使えなくなる施設の受け皿として、一定規模の備えというのは今から必要ではないかという議論も考え方としてありかなという気がします。その点について関矢委員のお考えをお聞かせください。

関矢委員 遠藤委員ほど考えておりませんでしたので、お答えできません。

星委員長 ほかにしんせいクラブに対する質疑はありませんか。(なし)次に、創生市民の会の説明に対する質疑はありませんか。(なし)次に、執行部の説明に対する質疑はありませんか。

佐藤(敏)委員 当局では今の統合する湯之谷、小出、堀之内、広神の4庁舎については、平成28年度中にその庁舎の活用を並行して考えていくという話をしております。小出庁舎は耐震性がないので壊すということですけども、壊した後どうするのか。また、ほかの3庁舎については今後どのように活用していくのかということが新庁舎との兼ね合いが十分あるかと思いますが、その辺お聞かせください。

堀沢財政課長 魚沼市庁舎機能等検討プロジェクト・チーム会議というものがございます。昨年度まで新庁舎基本構想、基本計画の策定を行ってきました。プロジェクト・チームは今年度より全室長で構成されています。会議は4班に分かれて課題の検討を行い、各班の検討結果を全体会でまとめプロジェクト・チームの決定事項としていきます。今のところ班会議はおおむね月2回程度、全体会は月1回のペースで開催されています。検討内容につきましては、今年度から平成31年度までに、新庁舎建設に伴う既存庁舎の利活用、部課制等組織機構、新庁舎のレイアウト等に関する検討、新庁舎への移転計画の検討を行っていく予定としております。現在は既存庁舎の利活用と部課制等組織機構についての検討が行われているところです。

佐藤(敏)委員 その先をお聞きしたいんですが、新庁舎と兼ね合いがあると思うんです。並行していくことによってという方向性はないのか。

堀沢財政課長 先ほど申しましたように平成31年度までに全て行う予定にしており、現在既存庁舎の利活用と部課制等の組織機構を検討中でありまして、特に既存庁舎の利活用につきましては今年度中にまとめあげたいと考えております。

渡辺委員 班会議は月2回程度、全体会は月1回のペースで開催しているということですが、開かれた情報公開という中では公開性というのはなかなか厳しいというふうに私も理解しますので、会議の会議録、公開できるところでいいですので会議録を踏まえながらやは

り最終的に決まった段階で出してくるということになりますと、なかなか私たちがどのように進捗しているのかを聞くということが難しくなる、また、住民にとっても同じような感があると思いますので、そういった途中途中で会議の進捗、あるいは会議録等で発表できるところまでを公開していくという考え方はないでしょうか。

堀沢財政課長 全体会議でまとめた結果として出るものになりますと、いわゆる市民の説明等々もできるわけですが、現在検討中という格好になっておりますのでそれにつきましては公開できるものから公表、公開していくという形で考えていきたいと思っています。

渡辺委員 国のいろいろな政策につきましても審議会等でしている会議をホームページからいつでも見れるというような形で情報公開を進めていってるといふ流れがございます。このような小さな自治体であったとしても、できるだけ情報公開をしっかりとしながら毎回毎回の審議の過程というものを市民側に報告していくというトレンドといいますか、それが市民が望んでいる方向である、その範を示しているのが国のあらゆる審議会の模範になっていると思います。そういった意味で全て公開してほしいとまでは言いませんけれども、全体会が毎月1回あるのであれば、毎月1回の全体会の模様を報告できる範囲でインターネット上で公開していくというはある意味トレンドであり、住民が望んでいる方向、そして国が各自治体に指導している方向だと思いますがいかがでしょうか。

小幡副市長 理屈とすればわかるんですが、これは審議会のように政策を積み上げるような会議ではございません。どこの団体をどこに入れるか、間借りをさせるかというようなプライベートを含んだ会議を重ねております。先ほど堀沢財政課長が申したとおりに、一定の方向が見える段階で公表させていただきたいと思っています。

渡辺委員 会議の性質は理解させていただきました。今年度中に結論を出したいというところの最終報告ではなく、中間で報告できるのところ、毎回とは言いませんけれども努力していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

堀沢財政課長 努力させていただきます。

大平(栄)委員 既存の庁舎を設計の中に組みこまなければならないと思います。既存庁舎をどういうふうにするか、それを早目にやらないとどんな庁舎をつくるか、これが一番大事なところだと思います。既存庁舎をどう利用していくか。それによって面積がふえたり減ったりするわけですから早く教えていただきたい。設計が先に進まないと思うんです。

堀沢財政課長 既存庁舎については先ほど小幡副市長が申しましたとおり、どの団体が希望的にはどこの庁舎に入りたい等々踏まえた中で、既存庁舎の利活用と新庁舎の基本設計を並行して進めるということで設計者とも話しております。それを踏まえた中で当然のことながら進んでいくとご理解ください。

渡辺委員 今後小さな拠点とかそういった考え方をしたときには、その小さな拠点になるころのそれぞれの防災としての避難所ですとか、備蓄等もしていかなければいけないんじゃないかという議論もあるかと思っています。1カ所に集めるという考え方もありますけれども、それぞれの避難所等がそれなりに備蓄なりを持っているという考え方もあるかと思うんですけれども、そのあたりについては先ほどのそのほかの庁舎等の使い方にも絡んでくると思いますが、できるだけ多くそこを使わないようにするというか、庁舎の中に大きなスペースをとらなくてもいいという考え方の中には、そういった考え方もあるかと思いますが、その辺りはどのようにお考えですか。

小幡副市長　先般の一般質問にもありましたが、基本的には1カ所で全て完結しようという考え方ではございません。今言われるようにどの程度にするかというのは別として、分散して配置することが望ましいだろうと思っています。ただ、面積をそれだから少なくするという議論はもう少しやり取りをさせていただかないといけないのではないのかなと。単純に底だけを切り取って面積を減らすことではなく、例えば豊島区の例を見ますと議場を防災本部会議で使うような仕組みをつくっているわけです。そういったことをこの場で議論させていただいて、市民スペースも含めてどういう共有部分ができるのか議論をお願いしたいと思っています。

渡辺委員　今後の議論を待たなくてはいけない部分もあるんですけども、先ほどの各庁舎をどう使うかというところと、やはり私は分散して旧町村の中にある程度拠点という形で必要だと考えた時には、なくなる施設があるから魚沼市のその庁舎のところに全て集約していくことによって次のものがほかのところの地域がなくなったものがここに来るといふ、中央にだけあるというのは考え方としては違うのではないかなと思っていますところがあります。そういった意味では、それぞれの旧町村で必要な機能というものは今後も維持したり、あるいは更新していったりする必要があるかと思うんですけども、そのあたりについてはどのようにお考えでしょうか。

佐藤土木課長　都市計画マスタープランにおいて、現在、案の段階ですけれども、市街地の拠点はもちろん、地域拠点を今回マスタープランの中に入れて地域拠点につきましては旧庁舎も含めたエリアを想定しております。旧庁舎以外にも2地区を人口や関連施設が集積している地域を拠点として設けております。各庁舎を地域拠点として位置付け、計画を進めているところでございます。

星委員長　ほかに執行部に対する質疑はありませんか。(なし)ほかに意見等ありませんか。

佐藤(肇)委員　身の丈論についていろいろありましたけれども、この中でいくつか共通する部分があるのではないかと私は捉えました。その辺の考え方を述べさせてもらいたと思います。文書にしてありますのでお配りさせていただきます。

星委員長　しばらくの間、休憩します。

休　　憩（16：00）

再　　開（16：02）

星委員長　休憩を解き、会議を再開します。ただいま配布されました文書について、佐藤肇委員より説明をお願いします。

佐藤(肇)委員　意見がまとめられればということを前提に決議案を出させていただきたいという私の意思で、きょう書面にさせていただきました。正式には本会議で発議させていただきたいと思っています。賛同の議員を集めて発議させていただきたいと考えておりますが、この考え方の中でいくつか申し上げさせていただきたいと思っています。裏面に記ということで4点挙げさせていただきました。1点目は庁舎の床面積について、7,000平方メートル程度という数字を出させていただきました。2点目は将来負担が軽減されるような設計にすること。3点目に魚沼市産木材や雪冷熱など地域資源を積極的に取り入れた

庁舎にさせていただくこと。4点目に冬の降雪を考慮した設計にさせていただき、また、融雪に用いる地下水の使用は最小限にさせていただく。この4点について理由をつけて提出させていただきたいと考えております。文章が非常に長いので、お読みいただいて賛同いただける方ということになりますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

星委員長　ただいま佐藤肇委員より決議案について提案がありました。このことについて質疑はありませんか。

遠藤委員　これはあくまでも個人議員の考え方であります。委員会で諮ったり、質疑等に及ぶものではないと思ひます。

佐藤(肇)委員　本日、委員会で身の丈論という話がありました。それに沿うような形で私は考えて来ました。質問とか意見とかいろいろあるかと思ひますが、これは個人的に出させていただくつもりですが、会派の中でも一応考えをまとめたということできょう出させていただきました。明日なんです、また検討いただければと思ひます。

星委員長　本決議案については、付帯決議の身の丈論から、さらに発生したものと受けとめます。身の丈論については、それぞれ議員、会派の考えがあり一本化は難しいとしてきたところであります。よって、本決議案については提出者、賛成者議員による議員発議とする取扱いにしたいと思ひますが異議ありませんか。(異議あり、異議なし)

遠藤委員　この決議案は、文書化されて配布されております。まかり間違つてこれが人の目に触れるとここに魚沼市議会と書いてありますので削除を求めたいと思ひます。

星委員長　お手元に配付されました決議案の裏面の下部、魚沼市議会について削除お願ひします。しばらくの間、休憩します。

休　　憩（16：06）

休憩中に委員間自由討議

再　　開（16：10）

星委員長　休憩を解き、会議を再開します。本件については以上といたします。

（3）その他

星委員長　日程第2については、委員会内部の協議になりますので、一部日程を変更して、日程第3、その他を先にし、その後に日程第2を協議することにご異議ありませんか。(異議なし) そのように決定しました。日程第3　その他についてを議題とします。執行部より発言を求められておりますのでこれを許します。

堀沢財政課長　まず1点目、市民ワークショップについてであります。去る6月26日、日曜日にボランティアセンターにおきまして、第1回目の新庁舎建設市民ワークショップが開催されました。ワークショップのメンバーは各団体から推薦いただいた48名で構成され、中には小出高校と堀之内高校の高校生10名が含まれます。また、市の若手職員も書記役として4名参加いたします。第1回目の今回は高校生のテスト期間中ということで、

高校生を除くメンバーで行いました。ワークショップでは、設計者から新庁舎建設に関する設計者の提案内容の紹介と考え方、ワークショップの目的と進め方についての説明があり、その後3グループに分かれグループ内での自己紹介の後、設計者の提案内容に対する意見交換という形で行われました。初回にもかかわらず、活発な意見交換が行われました。今後につきましては、会場を小出郷福祉センターに移し、12月まで月1回のペースで会議を行っていく予定となっております。次回からは高校生も参加し、また、8月は長岡市のアオーレ長岡にメンバーで視察に行く予定としております。ワークショップにつきましては、公開で行いますので委員の皆さんからもぜひ傍聴いただき、会議の様子をご覧いただきたいと考えております。次に、魚沼市庁舎機能等検討プロジェクト・チーム会議についてであります。先ほどお答えしましたとおりです。各会派から設計者への意見提言ということでご質問いただいておりますが、その回答時期については来週末の7月8日金曜日頃をめどに回答できるのではないかと今現在考えておるところであります。これにつきましては、委員長経由、議会事務局へ提出させていただきたいと考えております。

星委員長　このことについて質疑はありませんか。

高野委員　設計者との意見交換の場はいつ頃設けられるか。

星委員長　設計者への意見提言の時期は7月8日頃、それをもって委員長、執行部と調整しできるだけ早い時期に行いたいと思います。

佐藤(敏)委員　先ほどの市民ワークショップについて、先般私も傍聴させていただきました。そこでどういった団体から選出されているのか聞きましたが、答えられないということでしたが、できたらどういう団体から何名、後ほどで結構ですでお聞かせいただきたいと思っておりますし毎回どういう案が出たということについてもできたら報告いただけるような対応にならないでしょうか。

堀沢財政課長　どういった団体かはお知らせすることはできます。氏名をいただきたいというお話しでしたので、個人情報に関わりますので氏名はどちらにもお知らせはしておりませんとお話しをさせていただきました。団体につきましては、提出させていただきます。

佐藤(敏)委員　決まった議事録についてはいかがでしょうか。

堀沢財政課長　ワークショップが1回ごと終わりますと、設計者がとりまとめを行います。担当課と内容を確認の上、そのとりまとめたものにつきましては広報やホームページにおきまして、若干のタイムラグが発生いたしますけれども公開していく予定になっております。

渡辺委員　私も公開ですので傍聴させていただきました。いろいろな方々が活発に意見を述べておりましたけれども、最終的にはそのワークショップのテーブルの発表者が発表するという形になっておりましたので、発表の中身を聞いているとちょっとニュアンスが違うなど、実際近くで聞いていたのと私が受けとめたニュアンスと違うなみたいなどころもあったりしたんですけれども、私たちはできるだけそういった小さい声も拾わなければいけないと思いますので、ぜひ私はこれからも傍聴させていただきたいと思います。そういった中で議会とワークショップのメンバーと執行部というところがうまくかみ合っていかなければいけないと思いますが、議会がどのような議論をしているかというようなところをぜひ見ていただきたいという意味では、会議録がありますのでぜひワークショップのメンバーの皆さん方も私たちの会議録等をぜひ見ていただくような形でお互い、三位一体という言い方は変ですけれども、その辺りの考え方をお聞かせください。

小幡副市長　　今、ワークショップでやってる議論が、この委員会でやっているものとは少し違うような気がします。むしろ、早く議会の議論をワークショップ側に、先ほど私が言ったような議論を進めていただければ、かみ合ってくるところが出てくるのではないかと思います。

渡辺委員　　今後そのような形でこの委員会も進むと思いますので。ぜひお互いに情報を共有していくという意味では、そういう努力をお互いにしていかなければいけないのではないかというふうに思っています。この委員会のインターネットですとか、中継等は議会側のことになりますけれども、そういったお互いに情報共有する仕組みをお互いに考えていきたいというふうに思います。意見です。

星委員長　　ほかに質疑はありませんか。(なし) 本件については以上といたします。その他、執行部の皆さんの中で報告事項等はありませんか。(なし) その他、委員の皆さんの中でご意見、協議事項等はありませんか。(なし) なければ執行部の皆さんは退席願います。(執行部退席)

(2) 議会報告会の総括及び要望等事項の取り扱いについて

星委員長　　日程第2、議会報告会の総括及び要望等の取扱いについてを議題といたします。配付の議会報告会の総括及び要望等の取扱いについての依頼に基づき、これより検討願います。当委員会の該当は、庁舎の40から庁舎の61までの22件です。このうちA区分である47から49、55、57、59についての6項目について検討を行います。しばらくの間休憩し、委員間の自由討議より取扱い等を協議したいと思います。

休　　憩 (16:23)

休憩中に委員間自由討議

再　　開 (16:24)

星委員長　　休憩を解き、会議を再開します。休憩中に自由討議を行いました。意見等はありませんでした。取扱いのA区分につきましては当委員会の重要な所管事項でありますので、委員会としてこれらの意見等を踏まえ今後も引き続き調査していくこととし、まとめさせていただきたいと思っております。ご異議ありませんか。(なし) 本件については、以上といたします。そのほか委員の皆さんからご意見、協議事項等はありませんか。(なし) 本日の会議録の調整については委員長に一任願います。本日の庁舎再編整備特別委員会はこちらで閉会します。

閉　　会 (16:24)